

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

法人税申告書の自署押印

Q：税務関係書類上の自署押印あるいは記名捺印の制度について教えてください。

A：税務関係書類には、自署押印あるいは記名捺印という制度がありますが、一般には記名捺印が普通です。ただし、法人税と法人事業税については、代表者等の自署押印の制度を設けています。

法人税法には、「申告書には代表者等が自署押印すること」のほか、代表者が2人以上ある場合の代表者とは「社長、専務取締役、常務取締役などで、申告書の作成時点で法人の業務を主宰しているもの」という定めがあります。さらに、代表者等の自署押印の罰則規定も設けられています。

ところで、法人税法における代表者等の自署とは、代表者が自らその氏名を記載することをいい、押印とはその代表者等がその個人の自己の印を押捺することをいいます。

さらに、押印については、職制上設けられている印、会社を表示する印章及び法人登記に用いる法人印鑑登録に係る印は、これに含まれないこととなります。また、個人の印といってもその印鑑は、印鑑登録してある印である必要はなく、私印であればよいと解されています。

ただし、このような自署押印は、申告に必要な要件となっていますが、その自署押印がないことを理由にその申告の効力に影響を与えるものではないとされています。

